

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県地域防災計画）について

埼玉県防災会議（会長：埼玉県知事）は、防災対策の充実・強化を図るため、埼玉県地域防災計画の修正を決定しました。

また、計画の修正にあたって、県民コメント制度に基づき、「埼玉県地域防災計画」修正案について、県民の皆様から御意見を募集したところ、9件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和6年1月22日（月）～令和6年2月19日（月）

2 意見の提出者数及び意見件数

9件（2名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	1名	2件
F A X	0名	0件
電子メール	1名	7件
合 計	2名	9件

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	4件
すでに案で対応済みのもの	2件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	0件
意見を反映できなかったもの	0件
その他	3件
合 計	9件

4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/chiikibo.html>

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災部災害対策課 災害対策担当

T E L 048-830-8181（直通）

F A X 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県地域防災計画案」に対する御意見と県の考え方

- (反映状況の区分) A : 意見を反映し、案を修正した
 B : 既に案で対応済み
 C : 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D : 意見を反映できなかった
 E : その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	第6編2-サ「避難計画」の項1行目「避難に関する計画」には「身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため……」と記述されている。被害法益の価値の大きい生命を先にするのが通常であるのにこの項では「身体」を「生命」の先に記述する理由が見当たらないように思います。因みに、同項次の第6編2-シ「救助、救急計画」の項及び第2編8第3節「首都直下地震に係る法制度の整備」にはいずれも「生命、身体……」としています。	1	御意見を踏まえ、「生命」が先になるよう修正しました。 <記載箇所> 第6編 事故災害対策編 (第6編p2) 第1節第1 火災予防 2 行政指導の徹底	A
2	指定地方行政機関の役割の表で関東総合通信局の主な役割(第1編-18)の「3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること」を「3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用放送装置及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること」に改めるべきではないか。	1	御意見を踏まえ、関東総合通信局の役割を追加しました。なお、追加する語句は、「臨時災害放送局開設の手引き(総務省情報流通行政局地上放送課)」に合わせ、「臨時災害放送局用設備」としました。 <記載箇所> 第1編 総則(第1編p18) 第2章防災体制 第1節 防災機関等の役割	A
3	デマやチェーンメールは新たな災害(第2編-320)の対策の方向性に、「各市町村の災害対策本部は早急に臨時災害放送局を開設し、放送を通じて定期的に本部長自ら市民に対策を呼びかける」との趣旨を追加するべきではないか。	1	対策の方向性の「政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。」との記載について、御意見を踏まえ、「多様なメディア」の前に「テレビやラジオ等の」を追加します。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編p320) 第7章 最悪事態(シビアコンディション)への対応⑦デマやチェーンメールは新たな災害	A

4	<p>第2編第2章第5の情報共有・伝達体制の整備（第2編－141）で、略 ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）略を略 ラジオ（コミュニティFM放送、臨時災害放送局）略に改める。なお、FM文字多重放送は既に放送を終了しているので削除する。</p>	1	<p>御意見のとおり、「FM多重放送を含む」を削除し、「臨時災害放送局」を追加しました。</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編p141） 第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備<予防・事前対策></p>	A
5	<p>最悪事態（シビアコンディション）について、事例の紹介にとどめているが、各災害の対応の基本計画に最悪事態（シビアコンディション）を想定し計画を策定すべきではないか。</p> <p>最悪の事態を想定し対策を行わないと、対応が後手となり死なずにすんだ市民が犠牲となる可能性があります。</p>	1	<p>本計画は、地震被害想定調査で本県の最も被害が甚大となる東京湾北部地震への対応を基準としていますが、想定外の事態が起こりうることも想定することは重要であるため、第2編第7章で被害想定調査を超えた最悪な事態の想定についても規定しております。</p>	C
6	<p>県庁に情報通信を担当する部局がないことから、災害発生時における各自治体からの広報の方法について一元的に指導することが不可能な状態になっている。埼玉版FEMAに災害時に各自治体から市民に対して広報を行う体制・仕組みについて制度を整備する部局を設置すべきではないか。</p> <p>情報通信を担当する部局を設置する場合、次のような業務を担わせてはどうか。</p> <p>ア 臨時災害放送局</p> <p>A 既にコミュニティ放送が開設されている市町村に対して、災害発生時に臨時災害放送局に指定する旨の協定を締結するよう指導する。</p> <p>B コミュニティ放送が開設されていない市町村に対して、災害発生時に速やかに臨時災害放送を開設できるよう地域防災計画の策定（改定）を指導する。</p> <p>C 臨時災害放送局の開設及び運用するための人材を募集するとともに組織化する。また、臨時災害放送局の運営に携わる人材を育成する。</p> <p>D 災害が広域で発生した場合、放送機器が不足し要望のあった市町村全てに臨時災害放送局を開設することができない状況が想定される。このようなことから、コミュニティ放送局が開設されていない複数の市町村をグループ化し、グループ化した市町村の連合体で臨時災害放送局が開設可能か総務省に申し入れする。または、一つの放送装置に対して複数の市町村が免許人として免許が受けられるか検討する。</p> <p>E 臨時災害放送局の放送装置設置場所</p>	1	<p>本計画内で、地域住民に対する災害情報の伝達体制の整備は明記済みです。</p> <p>ただし、災害時の広報は重要であるため、市町村に対し臨時災害放送局に関する検討を呼びかけてまいります。</p> <p>また、代替施設の設置については、平成28年に内閣府が策定した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に基づき、県内市町村に呼び掛けており、全市町村での代替施設の特定に向けて引き続き取り組んでまいります。</p>	C

	<p>からどの程度サービスエリアが確保できるか検討する。また実際に電波を発射して検討してサービスエリアを確認したとき、机上で検討したサービスエリアと比較するなどして検証を行う。</p> <p>F 複数の市町村をグループ化して臨時災害放送局を開設した場合で、グループ内の市町村の一つの庁舎に無線装置を設置した場合、または単独で臨時災害放送局を開設する場合であって、放送を行う場所（演奏所）と無線装置が離れている場合は、演奏所と無線装置を接続するSTL回線が必要になってくる。STL回線の構築に当たっては、有線方式と無線方式があり、いずれの回線を構築すべきか検討する。特に無線回線を選択した場合、演奏所と無線装置が設置されている庁舎が見通しであるかあらかじめ検討する必要がある。</p> <p>イ 代替施設の設置</p> <p>市町村の庁舎が被災し、業務が行えなくなった場合、代替施設に機能を移転することとなっている。代替施設に移転した場合、工事業者の工事をする事なく職員が簡単に配線するだけで、速やかに電話等が利用できるよう事前の対策をするよう市町村を指導する。</p>			
7	<p>本計画（第6編）案に賛同する。</p> <p>本計画案が、現実に運用される事態の発生しないことを神に祈るものですが、自然の営みは厳しいもので避けがたいものであり、災害規模が甚大でないことを祈るものである。</p>	1	御意見有難うございました。	E
8	<p>埼玉版FEMAの組織上に位置づけ及び実動部隊の配置等が明確になっていない。埼玉版FEMAの組織構成等を明確にした上で、指揮命令系統を地域防災計画に記載すべきではないか。また、単に災害対策本部を埼玉版FEMAと読み替えただけでは、意味がないことなので、従来から使用している災害対策本部を呼称した方がよいのではないか。</p>	1	<p>「埼玉版FEMA」とは、米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）から着想を得た取組で、危機や災害に対応する実動機関を持たない県が、平時からシナリオ作成や図上訓練を繰り返すことによって、関係機関との強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図るものです。</p> <p>一方、災害対策本部は県の防災体制を表す呼称で、埼玉版FEMAとは別のものです。</p>	E

9	<p>米国のFEMAでは、災害時使用される緊急用周波数を常に聴取し即応できる体制を整えていると聞いたことがある。埼玉版FEMAも緊急用に使用される周波数を傍受し、災害発生時に即応できる体制をとっているのか。</p>	1	<p>本県では、災害対応にあたり、緊急用に使用される周波数を傍受しておりませんが、関係機関と災害情報を共有するシステム等を活用し、必要な情報を収集し、即応できる体制をとっております。</p>	E
合 計		9		